

担い手のライフサイクルに応じた支援

タイトル 被災者等への支援

J A 名 兵庫六甲 (兵庫県)

1 動機 (経緯)	平成 26 年 8 月 10 日に発生した台風により、管内の農業施設や農作物に多大な被害を及ぼしました。今回被災された組合員に対して見舞金ならびに復旧支援金による支援策を講じることで、早期の復旧支援と農業振興を図ります。
2 概要	台風等の被害を受けた組合員に対して、早期の復旧と農業振興を目的に、J A 兵庫六甲独自の見舞金制度と復旧支援金制度を創設しました。 1) 見舞金 ① 対象者：J A で半壊以上の被害状況が確認された農業施設を所有する組合員 ② 見舞内容：一律見舞金として 2 万円を支給 2) 復旧支援金 ① 対象者：J A で被害状況が確認された農業施設および器具を所有する組合員 ② 対象施設：全壊、半壊および一部損壊したパイプハウス、農業用ビニール等被覆資材、温室等農業施設、強風により損壊した施設器具(加湿器等) ③ 支援内容：J A が供給した復旧にかかる資材費の 10% を支援金として還元 平成 26 年度については台風 11 号の被害が甚大であったため、支援策を講じました。
3 成果 (効果)	復旧支援金を活用し施設修繕実施者 15 件
4 今後の予定 (課題)	近年、台風等の自然災害が多くなっています。組合員が安心して施設園芸を継続できるような支援策を拡大していく必要があります。